

国立大学法人琉球大学年俸制（Ⅰ）適用教員給与規程

（ 令和 2 年 2 月 2 0 日
制 定 ）

（目的）

第 1 条 この規程は、国立大学法人琉球大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 1 条第 2 項の規定に基づき、同項第 1 号に規定する年俸制（Ⅰ）適用教員（以下「年俸制（Ⅰ）適用教員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第 2 条 年俸制（Ⅰ）適用教員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とする。

- 2 前項に定める基本年俸、業績給及び諸手当のほか、学長が必要と認めるときは、給与として一時金を支給することができる。
- 3 一時金の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（基本年俸）

第 3 条 基本年俸は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間（以下「事業年度」という。）を基本期間とし、その者の学歴、免許・資格及び職務経験等を考慮して決定し、その額は別表第 1（以下「教育職基本年俸表（Ⅰ）」という。）に定める号数に対応する額とする。

- 2 基本年俸は、その額の 1/2 の額を本給月額とし、これを毎月支給する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、事業年度の中途において新たに年俸制（Ⅰ）適用教員となった者及び労働契約の期間が 1 年に満たない年俸制（Ⅰ）適用教員の基本年俸は、第 1 項及び第 2 項の規定により決定される基本年俸を基礎に、年俸制（Ⅰ）適用教員となった日から事業年度の末日または任期満了の日のうちいずれか早いほうの日までの期間に応じて決定し、前項に準じて支給する。

（基本年俸の改定）

第 4 条 基本年俸の号数は、毎年 1 月 1 日に、当該日の属する事業年度の前の事業年度に実施された業績評価（国立大学法人琉球大学における業績評価に関する規則に基づく業績評価をいう。以下同じ。）の評価結果に応じて、改定することができる。

- 2 前項の規定により年俸制（Ⅰ）適用教員の基本年俸を改定するか否か及び改定する場合の号数は、同項に規定する事業年度における業績評価の評価結果が良好である者の改定の号数を 4 号数（職務の級が 5 級である年俸制（Ⅰ）適用教員にあつては、3 号数）とすることを標準として学長が別に定める基準に従い決定する。
- 3 前項に定める標準の号数より上位の号数の区分（以下この条において「上位区分」という。）が適用される者については、学長からの依頼を受けた各学部長等が第 1 項に規定する業績評価の評価結果に基づき推薦を行い、学長がこれを決定する。
- 4 55 歳を超える年俸制（Ⅰ）適用教員に関する第 2 項の規定の適用については、前項に規定する上位区分に決定された場合に限り行うことができる。
- 5 年俸制（Ⅰ）適用教員の基本年俸の改定は、その属する職務の級における最高の号数を超えて行うことができない。

6 年俸制（Ⅰ）適用教員の基本年俸の改定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（業績給）

第5条 業績給は、業績給基本手当及び業績給加算手当とする。

2 業績給は、給与規程第2条第1項の表中給与の種類欄に掲げる期末手当及び勤勉手当に対応する給与の支給日欄に掲げる日に支給する。

（業績給基本手当）

第6条 業績給基本手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する年俸制（Ⅰ）適用教員に対して支給する。この場合において、給与規程第48条第1項後段の規定を準用する。

2 業績給基本手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した年俸制（Ⅰ）適用教員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において年俸制（Ⅰ）適用教員が受けるべき本給月額、本給の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、また次の表1に定める年俸制（Ⅰ）適用教員にあっては、本給月額、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を加算した額、次の表2に定める年俸制（Ⅰ）適用教員にあっては、本給月額に同表の区分に応じ同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額を基礎額として、100分の120を乗じて得た額（次の表2に定める年俸制（Ⅰ）適用教員のうち管理職手当の区分が2種の者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表3に定める割合を乗じて得た額とする。

表1

職務の級	加算割合
5級	100分の15（学長が別に定める者にあっては100分の20）
4級・3級	100分の10（職務の級4級の者のうち学長が別に定める者にあっては100分の15）
2級（学長が別に定める者に限る。）	100分の5

表2

管理職手当の区分	職務の級	加算割合
2種	5級	100分の15
3種		100分の10

表3

在職期間	割合
6箇月	100分の100

5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

3 給与規程第 48 条第 3 項から第 5 項までの規定は、業績給基本手当の支給に準用する。

(業績給加算手当)

第 7 条 業績給加算手当は、基準日に在職する年俸制（Ⅰ）適用教員に対して支給する。この場合において、給与規程第 49 条第 1 項後段の規定を準用する。

2 業績給加算手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき本給月額、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額を基礎額（以下「業績給加算手当基礎額」という。）として、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び基準日の属する事業年度の前の事業年度に実施された業績評価の評価結果に基づいて学長が別に定める割合（基準日以前 6 箇月以内に国立大学法人琉球大学職員就業規則（以下「規則」という。）第 55 条に規定する懲戒処分又は規則第 56 条に規定する訓告等を受けた者等にあつては、学長が別に定める割合）を乗じて得た額とする。この場合において、業績給加算手当の総額は、前項の職員の業績給加算手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 100（特定幹部職員にあつては、100 分の 120）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	0

3 前項に定める業績評価の評価結果に基づいて学長が別に定める割合のうち、標準より上位の割合を適用する者については、学長からの依頼を受けた各学部長等が前項に規定する業績評価の評価結果に基づき推薦を行い、学長がこれを決定する。

- 4 給与規程第48条第3項の規定は、同項第1号中イ、ロ、ニ及びホを「休職者（規則第22条第1項の規定により休職にされている職員（給与規程第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて業績給加算手当の支給に準用する。
- 5 給与規程第48条第4項及び第5項の規定は、業績給加算手当の支給に準用する。

（諸手当）

第8条 第2条に規定する諸手当は、給与規程第2条第1項の表に定める手当（期末手当、勤勉手当及び大学教員に適用されない手当を除く。）とする。

（給与規程の準用）

第9条 この規程に定めるもののほか、年俸制（I）適用教員の本給月額を支給及び諸手当の額の決定等については、給与規程の規定を準用する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、年俸制（I）適用教員の給与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和3年1月1日に実施する基本年俸の改定については、給与規程附則（令和2年2月20日）第4条第1項、令和2年6月1日及び同年12月1日を基準日とする業績給加算手当については、同附則同条第2項の規定をそれぞれ準用する。

附 則（令和3年2月22日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月16日）

この規程は、令和4年2月16日から施行する。ただし、改正後の第6条の規定は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月15日）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年2月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 施行日に在職する職員（施行日前に退職した者のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が定めるものを含む。以下同じ。）に対する改正後の別表第1の規定は、令和4年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（令和4年12月1日を基準日とする業績給加算手当に関する特例）

第2条 施行日に在職する職員に対する令和4年12月1日を基準日とする業績給加算手当の支給に関する改正前の第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の105」と、「100分の115」とあるのは「100分の125」とする。

(給与の内払)

第3条 この規程による改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

別表第1 教育職基本年俸表（I）（第3条第1項関係）

（令和4年4月1日適用（改定後））

職務 の級	2 級		3 級		4 級		5 級	
	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額
1	2,641,200	220,100	3,372,000	281,000	3,931,200	327,600	4,872,000	406,000
2	2,668,800	222,400	3,408,000	284,000	3,966,000	330,500	4,899,600	408,300
3	2,695,200	224,600	3,441,600	286,800	4,002,000	333,500	4,928,400	410,700
4	2,721,600	226,800	3,475,200	289,600	4,038,000	336,500	4,958,400	413,200
5	2,746,800	228,900	3,506,400	292,200	4,076,400	339,700	4,983,600	415,300
6	2,772,000	231,000	3,535,200	294,600	4,105,200	342,100	5,013,600	417,800
7	2,798,400	233,200	3,561,600	296,800	4,136,400	344,700	5,040,000	420,000
8	2,823,600	235,300	3,589,200	299,100	4,165,200	347,100	5,070,000	422,500
9	2,851,200	237,600	3,619,200	301,600	4,197,600	349,800	5,090,400	424,200
10	2,880,000	240,000	3,648,000	304,000	4,230,000	352,500	5,120,400	426,700
11	2,908,800	242,400	3,676,800	306,400	4,262,400	355,200	5,148,000	429,000
12	2,937,600	244,800	3,706,800	308,900	4,298,400	358,200	5,175,600	431,300
13	2,962,800	246,900	3,734,400	311,200	4,332,000	361,000	5,192,400	432,700
14	2,991,600	249,300	3,758,400	313,200	4,354,800	362,900	5,218,800	434,900
15	3,020,400	251,700	3,782,400	315,200	4,381,200	365,100	5,245,200	437,100
16	3,049,200	254,100	3,802,800	316,900	4,411,200	367,600	5,272,800	439,400
17	3,073,200	256,100	3,829,200	319,100	4,435,200	369,600	5,298,000	441,500
18	3,110,400	259,200	3,850,800	320,900	4,461,600	371,800	5,326,800	443,900
19	3,147,600	262,300	3,874,800	322,900	4,486,800	373,900	5,354,400	446,200
20	3,184,800	265,400	3,895,200	324,600	4,509,600	375,800	5,383,200	448,600
21	3,219,600	268,300	3,915,600	326,300	4,531,200	377,600	5,408,400	450,700
22	3,255,600	271,300	3,944,400	328,700	4,552,800	379,400	5,436,000	453,000
23	3,290,400	274,200	3,970,800	330,900	4,570,800	380,900	5,464,800	455,400
24	3,325,200	277,100	3,999,600	333,300	4,585,200	382,100	5,492,400	457,700
25	3,356,400	279,700	4,023,600	335,300	4,602,000	383,500	5,516,400	459,700
26	3,387,600	282,300	4,047,600	337,300	4,623,600	385,300	5,542,800	461,900
27	3,417,600	284,800	4,072,800	339,400	4,645,200	387,100	5,568,000	464,000
28	3,448,800	287,400	4,101,600	341,800	4,668,000	389,000	5,594,400	466,200
29	3,480,000	290,000	4,128,000	344,000	4,690,800	390,900	5,619,600	468,300
30	3,507,600	292,300	4,153,200	346,100	4,711,200	392,600	5,647,200	470,600
31	3,534,000	294,500	4,176,000	348,000	4,731,600	394,300	5,673,600	472,800
32	3,561,600	296,800	4,197,600	349,800	4,752,000	396,000	5,698,800	474,900
33	3,588,000	299,000	4,220,400	351,700	4,771,200	397,600	5,721,600	476,800
34	3,614,400	301,200	4,243,200	353,600	4,792,800	399,400	5,746,800	478,900

職務 の級	2 級		3 級		4 級		5 級	
	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額
35	3,644,400	303,700	4,263,600	355,300	4,810,800	400,900	5,774,400	481,200
36	3,670,800	305,900	4,281,600	356,800	4,832,400	402,700	5,800,800	483,400
37	3,700,800	308,400	4,300,800	358,400	4,845,600	403,800	5,826,000	485,500
38	3,716,400	309,700	4,324,800	360,400	4,864,800	405,400	5,850,000	487,500
39	3,736,800	311,400	4,350,000	362,500	4,882,800	406,900	5,872,800	489,400
40	3,753,600	312,800	4,372,800	364,400	4,900,800	408,400	5,895,600	491,300
41	3,774,000	314,500	4,395,600	366,300	4,911,600	409,300	5,919,600	493,300
42	3,780,000	315,000	4,418,400	368,200	4,930,800	410,900	5,942,400	495,200
43	3,786,000	315,500	4,440,000	370,000	4,948,800	412,400	5,962,800	496,900
44	3,792,000	316,000	4,461,600	371,800	4,968,000	414,000	5,985,600	498,800
45	3,801,600	316,800	4,483,200	373,600	4,983,600	415,300	6,008,400	500,700
46	3,813,600	317,800	4,504,800	375,400	5,002,800	416,900	6,030,000	502,500
47	3,823,200	318,600	4,522,800	376,900	5,019,600	418,300	6,051,600	504,300
48	3,835,200	319,600	4,544,400	378,700	5,038,800	419,900	6,074,400	506,200
49	3,844,800	320,400	4,562,400	380,200	5,055,600	421,300	6,094,800	507,900
50	3,855,600	321,300	4,581,600	381,800	5,071,200	422,600	6,115,200	509,600
51	3,865,200	322,100	4,600,800	383,400	5,086,800	423,900	6,136,800	511,400
52	3,874,800	322,900	4,621,200	385,100	5,102,400	425,200	6,159,600	513,300
53	3,888,000	324,000	4,634,400	386,200	5,110,800	425,900	6,178,800	514,900
54	3,897,600	324,800	4,652,400	387,700	5,122,800	426,900	6,198,000	516,500
55	3,906,000	325,500	4,669,200	389,100	5,133,600	427,800	6,218,400	518,200
56	3,915,600	326,300	4,688,400	390,700	5,144,400	428,700	6,237,600	519,800
57	3,921,600	326,800	4,704,000	392,000	5,155,200	429,600	6,256,800	521,400
58	3,930,000	327,500	4,720,800	393,400	5,166,000	430,500	6,272,400	522,700
59	3,940,800	328,400	4,736,400	394,700	5,176,800	431,400	6,288,000	524,000
60	3,950,400	329,200	4,754,400	396,200	5,187,600	432,300	6,302,400	525,200
61	3,962,400	330,200	4,770,000	397,500	5,198,400	433,200	6,316,800	526,400
62	3,974,400	331,200	4,786,800	398,900	5,209,200	434,100	6,328,800	527,400
63	3,987,600	332,300	4,804,800	400,400	5,221,200	435,100	6,340,800	528,400
64	4,000,800	333,400	4,822,800	401,900	5,234,400	436,200	6,352,800	529,400
65	4,009,200	334,100	4,834,800	402,900	5,245,200	437,100	6,360,000	530,000
66	4,022,400	335,200	4,848,000	404,000	5,257,200	438,100	6,370,800	530,900
67	4,030,800	335,900	4,860,000	405,000	5,269,200	439,100	6,381,600	531,800
68	4,044,000	337,000	4,873,200	406,100	5,280,000	440,000	6,392,400	532,700
69	4,051,200	337,600	4,885,200	407,100	5,292,000	441,000	6,403,200	533,600
70	4,064,400	338,700	4,896,000	408,000	5,304,000	442,000	6,412,800	534,400

職務 の級	2 級		3 級		4 級		5 級	
	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額
71	4,075,200	339,600	4,905,600	408,800	5,314,800	442,900	6,421,200	535,100
72	4,088,400	340,700	4,915,200	409,600	5,326,800	443,900	6,427,200	535,600
73	4,092,000	341,000	4,924,800	410,400	5,338,800	444,900	6,435,600	536,300
74	4,104,000	342,000	4,935,600	411,300	5,349,600	445,800	6,441,600	536,800
75	4,116,000	343,000	4,945,200	412,100	5,360,400	446,700	6,451,200	537,600
76	4,128,000	344,000	4,954,800	412,900	5,372,400	447,700	6,458,400	538,200
77	4,140,000	345,000	4,963,200	413,600	5,382,000	448,500	6,464,400	538,700
78	4,152,000	346,000	4,969,200	414,100	5,388,000	449,000	6,471,600	539,300
79	4,162,800	346,900	4,974,000	414,500	5,396,400	449,700	6,478,800	539,900
80	4,173,600	347,800	4,978,800	414,900	5,403,600	450,300	6,486,000	540,500
81	4,185,600	348,800	4,982,400	415,200	5,413,200	451,100	6,493,200	541,100
82	4,197,600	349,800	4,987,200	415,600	5,421,600	451,800		
83	4,209,600	350,800	4,990,800	415,900	5,425,200	452,100		
84	4,221,600	351,800	4,995,600	416,300	5,432,400	452,700		
85	4,228,800	352,400	4,999,200	416,600	5,437,200	453,100		
86	4,236,000	353,000	5,004,000	417,000	5,442,000	453,500		
87	4,243,200	353,600	5,008,800	417,400	5,446,800	453,900		
88	4,250,400	354,200	5,013,600	417,800	5,450,400	454,200		
89	4,257,600	354,800	5,017,200	418,100	5,454,000	454,500		
90	4,262,400	355,200	5,022,000	418,500	5,458,800	454,900		
91	4,267,200	355,600	5,026,800	418,900	5,463,600	455,300		
92	4,273,200	356,100	5,030,400	419,200	5,467,200	455,600		
93	4,279,200	356,600	5,034,000	419,500	5,470,800	455,900		
94	4,284,000	357,000	5,038,800	419,900	5,475,600	456,300		
95	4,290,000	357,500	5,042,400	420,200	5,479,200	456,600		
96	4,296,000	358,000	5,046,000	420,500	5,482,800	456,900		
97	4,303,200	358,600	5,049,600	420,800	5,486,400	457,200		
98	4,309,200	359,100	5,054,400	421,200	5,491,200	457,600		
99	4,314,000	359,500	5,058,000	421,500	5,494,800	457,900		
100	4,320,000	360,000	5,061,600	421,800	5,498,400	458,200		
101	4,324,800	360,400	5,065,200	422,100	5,502,000	458,500		
102	4,330,800	360,900	5,070,000	422,500				
103	4,334,400	361,200	5,073,600	422,800				
104	4,340,400	361,700	5,077,200	423,100				
105	4,346,400	362,200	5,080,800	423,400				
106	4,351,200	362,600	5,085,600	423,800				

職務 の級	2 級		3 級		4 級		5 級	
	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額	基本 年俸額	本給 月額
107	4,357,200	363,100	5,089,200	424,100				
108	4,363,200	363,600	5,092,800	424,400				
109	4,368,000	364,000	5,096,400	424,700				
110	4,374,000	364,500	5,100,000	425,000				
111	4,380,000	365,000	5,103,600	425,300				
112	4,384,800	365,400	5,107,200	425,600				
113	4,389,600	365,800	5,110,800	425,900				
114	4,394,400	366,200	5,114,400	426,200				
115	4,400,400	366,700	5,118,000	426,500				
116	4,405,200	367,100	5,121,600	426,800				
117	4,410,000	367,500	5,124,000	427,000				
118	4,414,800	367,900						
119	4,420,800	368,400						
120	4,425,600	368,800						
121	4,429,200	369,100						
122	4,434,000	369,500						
123	4,440,000	370,000						
124	4,443,600	370,300						
125	4,448,400	370,700						
126	4,454,400	371,200						
127	4,460,400	371,700						
128	4,465,200	372,100						
129	4,470,000	372,500						
130	4,476,000	373,000						
131	4,482,000	373,500						
132	4,488,000	374,000						
133	4,494,000	374,500						
134	4,500,000	375,000						
135	4,506,000	375,500						
136	4,512,000	376,000						
137	4,518,000	376,500						
138	4,524,000	377,000						
139	4,530,000	377,500						
140	4,536,000	378,000						
141	4,542,000	378,500						

備考 この表は、年俸制(Ⅰ)の適用を受ける教授、准教授、講師及び助教に適用する。